



令和7年度

# 入園のしおり

## 重要事項説明書



まことやわらぎかい  
社会福祉法人 誠和会

ひまわり保育園

もくじ	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
お子様が通われる保育園・・・・・・・・	2
保育園見取り図・設備概要・職員体制・・・	3
入園にあたって・・・・・・・・	4
保育園について・・・・・・・・	5
保護者の皆様へのお願い・・・・・・・・	6
保育時間について・・・・・・・・	7
デイリープログラム・・・・・・・・	8
給食について・・・・・・・・	9～10
保健衛生・・・・・・・・	11～12
感染症への対応・・・・・・・・	13～15
緊急・非常時の対応・・・・・・・・	16
個人情報保護について	} ...
要望・苦情に関する窓口について	
保護者負担について	
持ち物について・・・・・・・・	18～20
入園後の注意点・・・・・・・・	21
休日・病後時保育のご案内・・・・・・・・	22

# はじめに

ご入園・ご進級おめでとうございます。

保育園は子どもたちにとって初めて経験する社会生活の場です。

当園は、その社会が子どもたちのためのものでありたいと願っております。

一人ひとりの人格を尊重して安定した生活のできる雰囲気をつくるようこころがけていきたいと思っております。

また、楽しい保育園生活が送れますよう、家庭と保育園・職員と連絡を取り合いながら、お子さまの福祉の増進を図っていきたいと考えておりますので、入園のしおり・重要事項説明書の内容にご留意ください。

なお、このしおりは、ひまわり保育園の「保育の考え方」とそれに基づいた「園の生活内容・生活の流れ」についてもお伝えするものです。

「園ではどんな毎日を過ごすのだろうか?」「年齢に応じて、どのように変わっていくのだろうか?」といった疑問を解消し、安心してお任せいただけるための資料として、何回も読み返し、お手元に保管しておいてください。



# お子さまが通われる保育園

## 1 施設運営主体

園名	社会福祉法人 <small>まことやわらぎかい</small> 誠和会 ひまわり保育園
所在地	〒329-1205 栃木県塩谷郡高根沢町飯室 500 番地
電話番号	TEL 028-676-0123
FAX番号	FAX 028-678-3643
理事長	大島 智保子
園長	飯村 智佳子

## 2.施設の目的・運営方針

**保育理念** 児童憲章及び児童福祉法に基づき、家庭や地域社会と連携を密にして、家庭擁護の補完を行い、子どもたちが健康・安全で情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるように心がけ、「愛育」の心をもって、健全な心身の発達を育みます。

**保育方針** 保育所保育指針に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあつては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義務とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や、要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

## 保 育 目 標

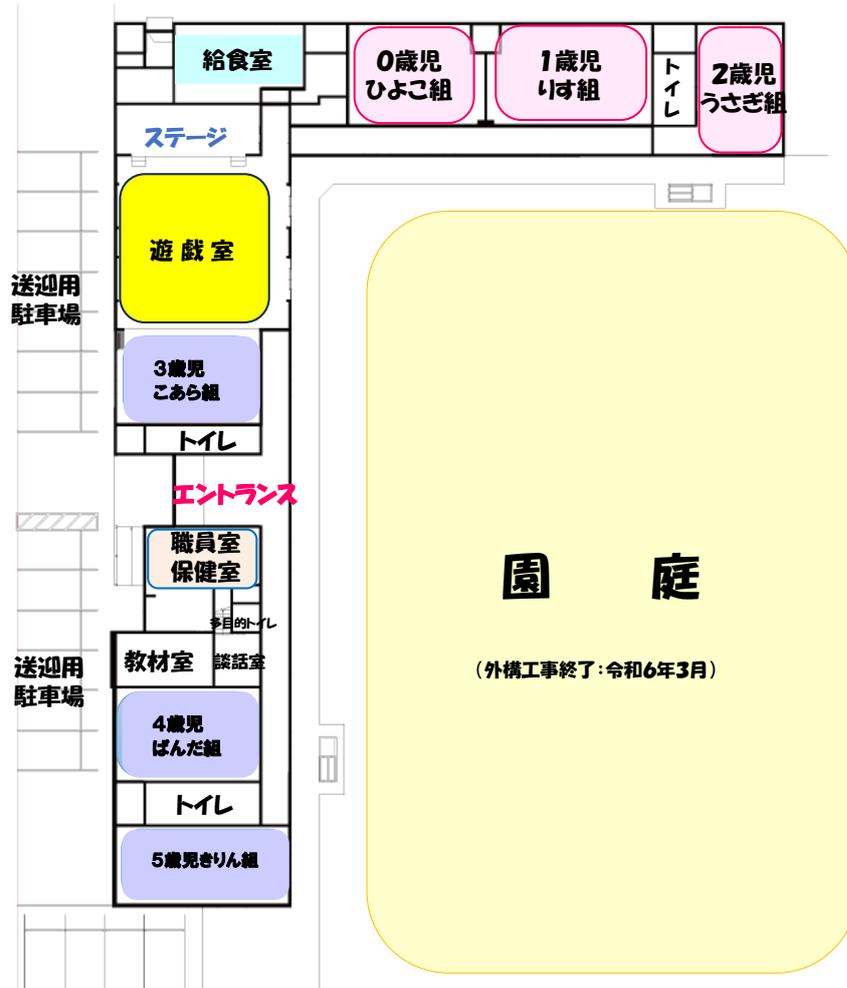


- 1、元気に挨拶のできる子
- 2、自然と遊べる子
- 3、痛みのわかる優しさのある子

～感性を育む保育をめざして～

- ・土と一緒に遊べる子
- ・水と一緒に遊べる子
- ・雨と一緒に遊べる子
- ・風と一緒に遊べる子
- ・お日様と一緒に遊べる子
- ・みんなと一緒に遊べる子

3.施設の概要 ひまわり保育園見取り図～当園に置ける施設・設備等の概要～



敷地	敷地全体
園舎	木造平屋建
施設の内容	乳児室、保育室、遊戯室
その他	給食室・事務室・沐浴室・トイレ・他

～職員体制～ (令和7年・2025年3月1日現在)

理事長	1
園長	1
主任保育士	1
保育士	17
看護師	1
保育補助	1

保育園 自己評価	実施方法: 保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い自己評価を実施
外部評価	実施方法: 栃木福祉サービス第三者評価を受審

# 入園にあたって

～一日の保育園生活を楽しくするために～

1、毎日規則正しい生活に心がけ一日のスタートである朝は、特に気持ちよく登園できるように配慮してあげましょう。

①忙しい朝の時間ですが、必ず朝食を摂る習慣をつけてください。

②快食・快眠・快便が健康のバロメーターです。

③衣服のサイズ、調節、清潔状態に気を配りましょう。

2、子どもの欲求や心の変化を感じとり、情緒の安定した状態や環境を作ってあげましょう。

①忘れ物や不足のものがあると、子どもながら気おくれしたり、意欲をなくしたりすることがありますので、十分配慮してあげましょう。

②自分でやろうという気持ちが芽生えたら、たとえきちんと出来なくても、やろうという気持ちを大切に、できたら沢山ほめてあげましょう。

仕事をしながらの子育ては大変ですが、忙しくてもふれあう機会を多くもつと我が子の成長や共通の話題がみえてくるものです。

子育ての不安や悩みがありましたら、保育士・看護師に遠慮なくご相談ください。



# 保育園について

## 1. 保育園の連絡事項

- ・ 毎月の園だよりクラスだより、給食献立表や連絡帳、文書などは必ず目を通してください。また、提出の必要なものは期日までに必ず提出して下さるようお願いいたします。
- ・ 必要に応じ、一斉メールを発信いたしますのでご確認ください。
- ・ 保護者の方の連絡先は、常に明確にしておいてください。  
(日によって居場所の違う時は、その旨保育園に連絡してください。)

## 2. 保護者会

保護者会は、保護者と保育園職員が協力して、積極的に地域社会との交流を図り、児童の健やかな成長と保護者間の親睦を図るために設置されており、保護者の方の会費によって運営されています。

## 3. 災害共済給付

保育園では、万が一の事故に備えて、保育園で事故が起きた場合に医療費等を受けられるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による保険に園児全員が加入します。加入にあたっては、一部保護者の負担金があります。

## 4. 保育料

令和元年(2019年)10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の保育料は無償となりますが、給食費は(副食費)は無償化の対象外となっています。主食費、副食費は別途徴収となります。保育料は現在の負担水準や保護者の所得に応じて、国から示される料金の範囲で町が決定し、口座振替により徴収します。『口座振替依頼書』を未提出の方や口座に変更がある方は、早めに提出してください。また振替日は基本的に毎月下旬(別途通知)になりますので、前日までに残高の確認をお願いします。『口座振替依頼書』の提出が遅れたり、残高不足等により振替できなかった場合には税法に準じて督促手数料・延滞金等がかかりますのでご了承ください。

詳しくは、高根沢町こどもみらい課(675-6466)へお問い合わせください。

## 5. 保育所児童保育要録について

保育園に入園している児童の就学に際し、児童の育ちを支えるための資料として『保育所児童保育要録』を就学先小学校へ提出いたします。

## 保護者の皆様へお願い

- 1、毎日9時までに登園させてください。登園時間やお迎えの時間が遅れる時は、必ず連絡してください。欠席の際にも、9時までに必ずその旨を連絡してください。欠席の連絡がない場合は確認のご連絡をさせていただきます。
- 2、登園する時、家からおもちゃ・菓子類を持たせないようにしてください。
- 3、送迎は必ず保護者の責任において行ってください。代理の方がお迎えをする時には誰がお迎えに来るか前もって必ず保育園に連絡をしてください。連絡が無い場合には、事故防止のためお子さまをお渡しすることができません。
- 4、届出いただいている勤務先が不在となる日は、登園時に必ず職員にお申し出いただき、確実に連絡が取れる電話番号をお知らせください。
- 5、送迎の際にはお子さまの登降園の確認のため、必ず職員にお声をかけてください。
- 6、正面の門は施錠しております。出入りの際はスロープ側の門から出入りしてください。門は必ず施錠してください。
- 7、送迎の際は交通安全に十分に留意してください。なお、盗難の可能性やご近所に迷惑がかかりますので、エンジンを止めてから離れてください。車から離れる時には貴重品は必ずお持ちになり、鍵をかけてください。チャイルドシートは必ず着用し、お子さまを抱っこしての運転は絶対におやめください。登降園時の事故については、園は一切責任は負いません。
- 8、駐車場は車の出入りがあり大変危険ですので、決してお子さまから目を離さず、速やかに帰宅して下さい。
- 9、申し込み提出期限のある時は、期日を守って提出してください。
- 10、土曜日など、保護者の仕事が休みの日には「ふれあい時間」を持つためにも、家庭保育で一緒にお過ごしください。
- 11、衣服は〈着脱しやすいもの〉〈体型に合ったもの〉〈活動しやすいもの〉〈フードやひものないもの〉〈汚れても気にならないもの〉を着用してください。着替えは多めに用意してください。
- 12、週末は、シーツ・タオルケット等・カラー帽子・上履きの洗濯を忘れずにお願いします。持ち物には、名前をはっきり書いてください。
- 13、爪は定期的に確認をして切ってください。(爪が長いと怪我につながります)
- 14、時間帯により園付近道路の通行止め、駐車場の変更等があります。別紙配布物をご確認ください。
- 15、行事等以外の保育時間中(登降園時含む)、園内での撮影・録音はご遠慮ください。

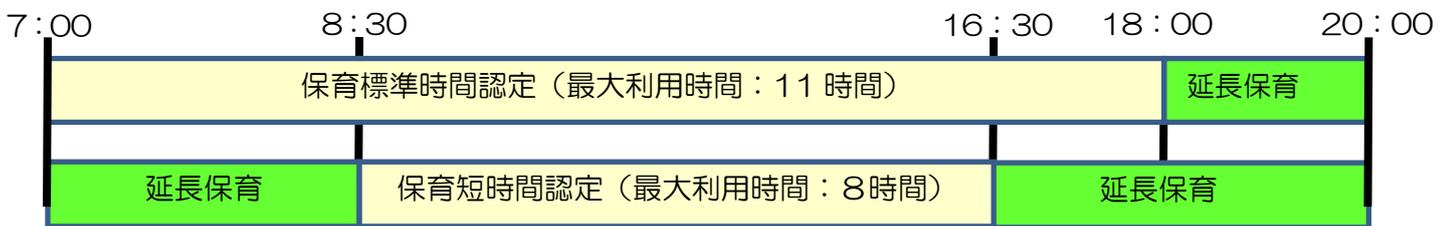
## 保育時間について

保育を受けられる時間(保育の必要量)が「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に分かれます。就労等に要する時間から必要とされる時間を認定しますので、保育標準時間や保育短時間のそれぞれ定められた範囲内の保育時間になります。必要な時間を守って送迎していただきます。

尚、「保育標準時間」であっても、保育を必要とする時間が8時から17時であれば、17時迎えでお願いいたします。

「保育標準時間」利用は最大 11 時間(7:00~18:00)、「保育短時間」利用は最大 8 時間(8:30~16:30)となり、それ以外の時間の利用は、延長保育となり、別途料金がかかります。

延長保育料は有料です。無償化の対象ではありません。



※ 保育の必要量については高根沢町が認定、決定いたします。

### ◇延長保育料について

区分	時間帯	料金
保育短時間認定のみ	7:00~8:30	1 時間半 300 円
	16:30~18:00	1 時間半 300 円
短・標準共通	18:00~19:00	1 時間 300 円
	19:00~20:00	30 分につき 300 円

保育短時間利用者の 18:00 以降の延長保育は、保育標準時間利用者の延長保育と同様です。

※延長保育の限度額(上限)は月額 4,000 円です

「保育標準時間」「保育短時間」とも 延長保育利用の場合は『延長保育承認申込書』を提出していただきます。

\* 入園当初からの一日保育は、お子さまにとって大きな負担になります。無理なく保育園生活に慣れるために、徐々に保育時間を長くしていく慣らし保育を行いますのでご協力をよろしくお願いいたします。

(お子さまの様子、保護者の皆様の就労時間、ご家庭の事情に応じて慣らし保育の時間はご相談の上決めさせていただきます。)

# デイリープログラム

## 0歳児(ひよこ組)

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	16:30	18:00~20:00
開園・登園 検温・視診 遊び 衣類調節 おむつ交換 	おやつ おむつ交換 遊び 授乳 午前睡眠 外気浴日光浴 個別保育 設定保育	給食 ・離乳食 着替え おむつ交換 授乳 	着替え おむつ交換 授乳 沐浴 午睡	授乳 おむつ交換 遊び 	授乳 おむつ交換 遊び 	授乳 おむつ交換 遊び 	延長保育				

## 1, 2歳児(りす組・うさぎ組)

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	16:30	18:00~20:00
開園・登園 視診 遊び 片付け 排泄	朝の歌 挨拶 出席点呼 おやつ 室内・戸外遊び 	給食準備 給食 	排泄 着替え 午睡準備	午睡 	起床 排泄 おやつ	帰りの歌 挨拶 遊び	降園	延長保育 			

## 3, 4, 5歳児(こあら組・ぱんだ組・きりん組)

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	16:30	18:00~20:00
開園・登園 視診 遊び 片付け 排泄	朝の歌 挨拶 出席点呼 おやつ 室内・戸外遊び 	設定遊び 片付け	給食準備 給食 	排泄 着替え 午睡準備	午睡	起床 排泄 おやつ	帰りの歌 挨拶 遊び 	降園	延長保育 		

☆ 0, 1歳児は月齢により多少差があります。

☆ 2, 3, 4, 5歳児は年齢により多少差があります。

## 「保育短時間」利用のデイリープログラム

8:30~16:30以外の時間の利用は延長保育となり別途料金が発生します。

	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:30	
<b>8:30前 延長保育</b>	開園 登園 視診 遊び 片付け	朝の歌 挨拶 出席点呼 おやつ 室内・戸外遊び	設定遊び 片付け	給食準備 給食	排泄 着替え 午睡準備	午睡	起床 排泄 おやつ	帰りの歌 挨拶 遊び 降園	<b>16:30以降 延長保育</b>	

## 給食について

- ☆給食献立予定表は、毎月お渡ししますので必ずご覧ください。  
また、ご家庭での食事や献立にも、できるだけ配慮して下さるようお願いいたします。  
なお、月 1 回程度、家庭から手作り弁当（おかず入り）を持参していただくことがあります。
- ☆0・1・2歳児の給食は、主食を含む完全給食（おやつも含む）で実施しています。
- ☆3歳児以上の給食については、主食を含む完全給食となりますが、主食費、副食費として別途料金が発生いたします。  
3点セット（フォーク・スプーン・箸）はいつも清潔なものを持たせてください。
- ☆食事をとることは、お子さまの健康な身体をつくるのはもちろんのこと、一日の生活のリズムをつけるためにも大変重要なことです。朝食は、必ず食べさせて登園させてください。
- ☆本園は給食業務を「イトランド株式会社・弁辰 ECN 株式会社」に委託しておりますが、給食室で調理し、温かく美味しく、安全な給食を提供しております。また、食物アレルギーや離乳食に関する相談も行いますので職員までお申し出ください。

### ★食物アレルギーについて 〈食物アレルギーを持つ園児への対応〉



食物アレルギーは、早いうちから対応をとることで早期改善に繋がるため、医師の診断に基づき適切に行っていくことが大切です。医師から【食物アレルギーのための原因食品の除去が必要】と診断された場合、給食・おやつにおいて指示された食品の除去、代替食品の対応をしております。

#### 〈診断書・指示書〉

食品の除去は、医師の診断・指示のもと行います。口頭での伝達ではなく、必ず医師の診断書・指示書を提出していただきます。  
診断書・指示書は一年ごとに提出していただきます。また、誤飲誤食のないよう十分に注意を払いますが、万が一の誤飲誤食時の対応についても医師に確認をお願いいたします。（エピペン使用等）



### 〈経過・除去解除〉

引き続き除去が必要かどうかの診断を半年あるいは年に一度はお願いします。  
検査時期は医師の判断によります。その際も、診断書・指示書の提出をお願いいたします。

医師の指示で食品の除去が必要なくなったと診断された場合、除去食品の解除を何度か繰り返しご家庭で行ってください。安全に飲食ができる事が確認されれば保育園で除去食品解除を行います。その際も除去食解除連絡書を提出していただきます。

### 〈初めて食べることを避ける〉

初めて食べる食物に、アレルギー反応が起きるかどうかは食べてみないとわかりません。

食物アレルギーの有無に関わらず、家庭で数回食べていただき何ら症状が誘発されない事を確認した上で保育園の給食、おやつを食べるようご配慮をお願いいたします。

### 給食・おやつ

年齢	完全給食	おやつ
0, 1, 2歳児	月曜日～土曜日	午前・午後各1回
3, 4, 5歳児	月曜日～土曜日	午後1回

☆3歳児以上は主食費1,500円、副食費4,500円を徴収いたします。(町の補助あり)

☆おやつは手作りを基本に、栄養面に考慮したものを提供します。

### 授乳・離乳食

	授乳期	準備期	初期	中期	後期	完了期
月齢	2～3	4	5～6	7～8	9～11	12～15
形状		スープ	ドロドロ	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきでかめる固さ

☆授乳(ミルク・哺乳瓶等)・離乳食は、ご家庭と連絡をとりながら月齢や個々に合わせて提供いたします。

離乳食に関する相談も行いますので保育士・看護師までお申し出ください

☆毎日の献立は、毎月発行する献立表をご覧ください。毎日の献立の写真是、掲示・ホームページでお知らせいたします。

## 保健衛生について

- 1、新しい環境の中では、緊張したり、不安になったり健康状態が変化しやすくなります。食欲がなくなったり、夜も熟睡できず発熱したりすることもあります。保護者の方も十分、健康管理に留意し、いつもと変わった点があった時は園に連絡してください。
- 2、登園前にはお子さまの健康状態をよく観察し、健康状態によっては登園を控えていただくのが望ましい場合があります。また、朝、元気良く登園しても途中で具合が悪くなる場合があります。

### ○発熱時の対応（厚生労働省作成の「保育所における感染症ガイドライン」に基く）

登園を控えていただくのが望ましい場合	保護者に連絡させていただく場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝から体温が37℃以上あり、元気がなく機嫌が悪い</li> <li>・発熱後24時間経過していない</li> <li>・24時間以内に解熱剤を利用している</li> <li>・食欲がなく朝食、水分が摂れていない</li> </ul> ※1歳以下の乳児の場合上記に加え平熱より1℃以上高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・37.5℃の発熱がある</li> <li>・食欲がなく水分が摂れない</li> <li>・午睡中、咳で眠れず目覚める</li> </ul>

### ○下痢時の対応

登園を控えていただくのが望ましい場合	保護者に連絡させていただく場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に2回以上の水様便がある</li> <li>・食事や水分を摂ると下痢がある</li> <li>・下痢に伴い普段より体温が高めである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を摂ると下痢をする</li> <li>・腹痛を伴う下痢がある</li> <li>・水様便の下痢をする</li> </ul>

### ○嘔吐時の対応

登園を控えていただくのが望ましい場合	保護者に連絡させていただく場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に2回以上の嘔吐がある</li> <li>・嘔吐に伴ない普段より体温が高めである</li> <li>・食欲がなく水分も欲しがらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳を伴わない嘔吐がある</li> <li>・嘔吐があり水を飲んでも吐く</li> <li>・吐き気が止まらない</li> <li>・お腹を痛がる</li> <li>・下痢を伴う</li> </ul>

※その他、上記症状がみられなくても『元気がない』、『顔色が悪い』、『ぐったりしている』等、普段と様子が異なる場合は保護者に連絡させていただきますのでよろしくお願いします。

- 3、病気などの異常が発見された時は、早目に受診し、適切な処置・治療を受けてください。医療機関を受診する時は、保育園に通っていることを医師に伝えてください。
- 4、皮膚疾患や眼疾患は子どもが元気でも、ほかの子どもに感染することがありますので医師の登園許可があるまで休ませてください。
- 5、持病〔喘息、ひきつけ、アレルギー体質、その他〕や、関節のはずれやすいお子さまは、必ず職員（看護師・担任）に話をしておいてください。

## 6、保育園における投薬について

くすりによっては、1日2回の処方ですむものや、1日3回の処方でも2回目を保育園から帰った時点、3回目は寝る前に服用すればすむものもあります。

医師と相談し、保育園での服用がないようご協力をお願いいたします。

### やむを得ずくすりを持参する場合

- 1、 投薬は医師（園医、かかりつけ医等）の指示に基づいたくすりに限定します。  
保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。  
\*座薬・解熱剤・鎮痛剤については原則としてお預かりいたしません。
- 2、 くすりを依頼するときは、「おくすり連絡票」を提出してください。  
「おくすり連絡表」がない場合はいかなる場合も保育園では投薬いたしません。
- 3、 くすりは、当日の1回分とし、袋や容器に園児のクラス名・氏名を記入して、職員に直接手渡してください。1回分でない場合は誤飲を避けるため、投薬いたしません。  
\*薬剤情報提供書、または医師の指示書を必ず添付してください。
- 4、 くすり連絡票の記入やお預かりしたくすりの種類・量等に誤りがあった場合の事故等については、園では責任を持ってませんのでご了承ください。
- 5、 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断が出来ませんので、そのつど保護者の方にご連絡することになりますのでご了承ください。
- 6、 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または囑託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
- 7、 気管支拡張剤テープ（ホクナリンテープ・ツロブテロールテープ）を貼って登園する場合はお申し出ください。
- 8、 麻酔テープ<皮膚用>は保育園ではお預かりいたしません。水いぼ（伝染性軟属腫）摘除時の疼痛緩和に用いられる麻酔テープ（ペンレステープ）は保護者の方に貼っていただきます。
- 9、 診察を受けるときには、お子さんが現在〇時から〇時まで保育園に在園していることと保育園では原則としてくすりの服用が出来ないことをお伝えいただき、医師と相談の上処方していただいでください。

○保護者の方の連絡先が変わった場合は、すぐにお知らせください。

\*十分注意し保育していきますが、保育園内で軽度の怪我があった場合は、応急手当をして保護者の方に処置や発生の状況を報告します。発熱時、体調の変化時をご連絡させていただきます。

### 囑託医

深澤クリニック・院長 深澤 孝夫  
奈良歯科医院 ・院長 奈良 泰明

676-0671  
676-0200



## 感染症への対応

- ★感染症の場合、他にうつる心配がなくなるまで登園停止になります。病状を十分に観察し、集団生活に耐えられることを目安にして、登園させてください。
- ★感染性疾患と診断された時は、必ず園に連絡してください。
- ★登園停止となった場合には、登園時に「登園証明書(治癒証明)」又は「登園届」が必要となります。[登園証明書(治癒証明書)]・[登園届]の用紙は保育園にありますので、お申し出ください。ホームページからもダウンロードできます。
- ★感染症対策として予防接種がありますが、体調の良い時に接種をして接種後はご家庭で様子を見てください。

### 《出席停止が必要な感染症》

※登園の際は、医師が記入した[登園証明書](治癒証明書)が必要です。

病名	主要症状	登園のめやす
麻疹(はしか)	発熱・咳・鼻汁・結膜充血・発疹	解熱した後3日を経過してから
百日咳	感冒症状から始まり、次第に咳が強くなる 咳は夜間が多く、発熱はない	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
風疹	発熱・発疹・後頭部や頸部リンパ節の腫れ	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	発疹で始まり、次第に水疱ができる	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺のはれ・発熱	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜炎(プール熱) (アデノウイルス感染症)	発熱・咽頭炎・結膜炎	主要症状が消えてから2日を経過するまで
流行性角結膜炎(はやり目)	涙目・目やに・結膜の充血や角膜がにごる(アレルギーの結膜炎は出席可)	伝染のおそれなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157.O-26.O-11)	激しい腹痛・頻回の水様便、更に血便 発熱は軽度	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
結核	発熱・咳・呼吸困難・チアノーゼ	医師により感染の恐れがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	涙目・目やに・結膜の充血・結膜出血	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	高熱・皮膚、粘膜の出血斑・頭痛・吐き気	医師により感染の恐れがないと認められるまで

《症状によって休養が必要な感染症》

※登園の際は医師の診断のもと保護者が記入した[登園届]が必要です。

病名	主要症状	登園のめやす
手足口病	手の平・足の裏・口の中に小さな水ぶくれ	発熱がなく、普段の食事ができるまで
感染性胃腸炎 流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス)	吐き気・嘔吐・下痢(ロタウイルスの場合、白色便)・食欲低下・発熱・顔色不良	下痢・嘔吐が回復し、普段の食事ができること
溶連菌感染症	高熱・咽頭痛・粟粒状の発疹・いちご舌	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
りんご病 (伝染性紅斑)	風邪のような症状・両頬が真っ赤に腫れ、手足に網目状の紅斑が出現する。	全身状態が良いこと
ウイルス性肝炎	便秘・吐き気・腹痛・黄疸症状	肝機能が正常化するまで
ヘルパンギーナ	39度前後の高熱・のどの痛み・食欲不振	発熱がなく、普段の食事ができるまで
RSウイルス	鼻水・39度前後の高熱・咳	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	発疹で始まり、次第に水疱ができる	すべての発疹がかさぶたになるまで
突発性発疹	38℃以上の高熱が3~4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発疹が出現・軟便	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
マイコプラズマ肺炎	咳・発熱・頭痛等の風邪症状が徐々に進行する。特に咳が激しくなる。	発熱や激しい咳が治まっていること
ヒトメタニューモウイルス	咳・熱(4~5日程度続く)、鼻水 症状が悪化するとゼイゼイ、ヒューヒューという呼吸、呼吸困難。	発熱や激しい咳が治まっていること

《出席停止の必要がないと考えられる感染症》

※登園証明書(治療証明書)・登園届は不要です。

とびひ (伝染性膿痂疹)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 皮膚に水疱ができ、破れてびらん面をつくります。</li> <li>* 数日で全身に広がるくらい感染力が強いので、水ぶくれのうちに医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。</li> <li>* 他に移らないように、水ぶくれに薬を塗りガーゼなどで完全に保護してから登園してください。保護できない場合はお休みいただくこともあります。</li> </ul>
水いぼ (伝染性軟属腫)	* 粟粒大から小豆大の小さいいぼができます。医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。水いぼがある場合、プールには入れません。
頭しらみ	* 頭髪に虫卵が付着し、かゆみを伴います。成虫がいる間は感染します。医師の診察を受け、駆除をして下さい。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関しては、別様式になります。

## 《インフルエンザ・新型コロナウイルスについて》

※インフルエンザ・新型コロナウイルスは、出席停止が必要な感染症です。

登園の際には、インフルエンザ用・新型コロナウイルス用登園届が必要となります。

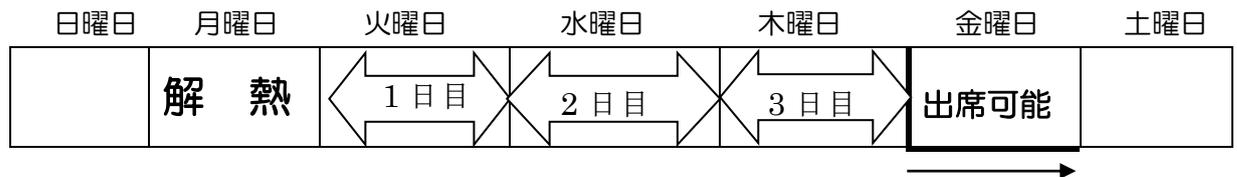
病名	主要症状	登園のめやす
インフルエンザ	発熱・鼻汁・関節痛・倦怠感・吐き気 下痢	<ul style="list-style-type: none"> <li>発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過するまで</li> <li>抗インフルエンザ治療薬(タミフル・リレンザ・イナビル等)使用中は、自宅療養とする</li> </ul>
新型コロナウイルス	発熱・筋肉痛・倦怠感・咽頭痛・咳 頭痛・味覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過するまで</li> </ul>

### 《出席停止日数の数え方》

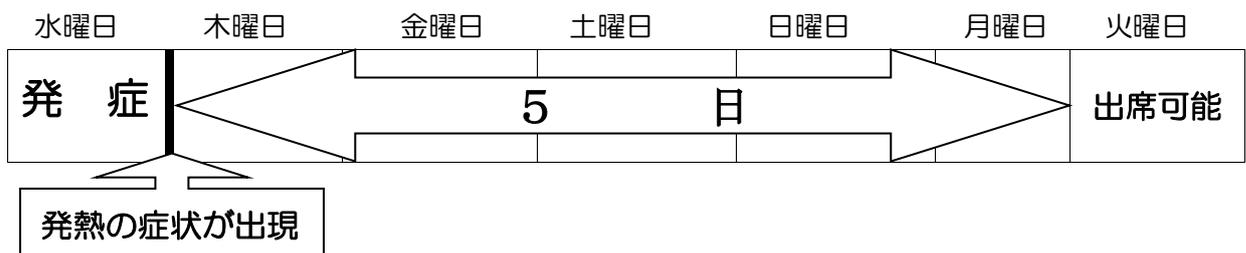
#### ※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。「解熱した後、3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日からの登園許可ということになります。

#### 図 「出席停止期間：解熱した後、3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザ・新型コロナウイルスにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。



## 緊急・非常災害時の対応

### 1、緊急時における対応

保育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方が予め指定した緊急連絡先に連絡します。又、囑託医、または子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、予めご了承願います。

### 2、非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	別途に定める消防計画書により対応いたします。平成28年6月17日提出
防火管理者	飯村 智佳子
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施いたします。 消防署立会いの総合訓練を年2回実施いたします。
防火設備	自動火災報知機(総合)・誘導灯・ガス漏れ報知器・消火器
防犯設備	ALSOK北関東総合警備保障株式会社 警備契約
非難場所	高根沢町立北小学校

保育園では緊急災害等の避難場所を保育園又は高根沢町立北小学校と指定しています。緊急災害時に、園の状況や子どもの引取り場所等を保護者の皆様へ周知するため、「緊急時携帯一斉メール」への登録をお願いしております。なお、メールにての確認が取れない場合や園と連絡がとれない場合、子どもの引取り場所は保護者の方が判断し、避難場所に子どもを引取りにきてください。

災害により、交通機関が不通となり、保護者の方がお迎えに来る事が出来ないことも想定し、その場合、園での保育が基本ですが、万が一に備え、近所の方等お迎えをお願いすることが必要になる場合がありますので、その準備をお願いいたします。

尚、緊急時連絡・引き渡しカードを提出して頂きます。

保育園の状況	避難場所
保育園に影響がなく(少なく)安全な場合	保育園
① 火災や地震等で保育園が安全でない場合 ② 台風・大雨等で水位上昇の場合 ③ その他、園では安全が確保できないと判断した場合	高根沢町立北小学校

※当園では緊急連絡網は作成しておりません。緊急時には次の方法での連絡体制となります。

- ① 緊急時携帯メール連絡
- ② ホームページ内「お知らせ」
- ③ 状況に応じて保育園より各御家庭へ電話連絡

<9月1日「防災の日」に緊急時携帯一斉メール連絡発信訓練を行います。>

## 個人情報の保護について

- 1、入園(継続)申込書に記載された園児の氏名、性別、年齢、生年月日等、園が加入しているスポーツ振興センター保険、傷害保険等への手続きや医療費等の請求に必要な場合には、個人情報を提出することがありますので予めご理解ください。
- 2、本園は、就業規則や個人情報保護規定を定めておりそれに沿って個人情報を厳重に管理します。
- 3、保育の提供に当たって職員が知り得た情報・秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## 要望・苦情に関する相談窓口について

相談・苦情受付担当者	主任保育士 小池 幸子
相談・苦情受付責任者	園長 飯村 智佳子
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・篠原 隆 (前篠原建設代表取締役) 高根沢町大字宝積寺2333-5 TEL 028-675-1563</li> <li>・小林 修 (高根沢町ひまわり保育園 元保護者会長) 高根沢町文挾514 TEL 028-676-0864</li> </ul>
受付方法	面接・文書・電話等の方法で相談・苦情を受け付けます。

## 保護者負担金について

毎月の保育料	3号認定園児が居住する市町村が定める額
延長保育料	延長保育を利用した額
保護者会費	一人 月額 400円 × 12か月(年度初めに4,800円を徴収)
3歳以上児(2号認定)主食費	毎月 1,500円 口座振替により徴収
3歳以上児(2号認定)給食費(副食費)	毎月 4,800円(町の補助あり)口座振替により徴収
紙オムツ サブスク利用代(おしりふき含む)	毎月 3,278円(利用者のみ) 口座振替により徴収(直接契約)
新学期用品代	実費相当額
日本スポーツ振興センター給付負担金	保護者会費より
午睡布団リース料	毎月 660円・シーツ(年度当初買取2,200円)
その他	行事により実費相当額

※保育料(3号認定)は市町村が徴収します。振替日は園だよりにて毎月お知らせいたします。前日までに残高をご確認ください。

(1)負担金を徴収した際には集金袋に記載し担当者が領収印を押します。必要であれば申し出により領収書を発行いたします。

(2)途中退園の場合は、すでにお支払いいただいた費用について原則、返還いたしません。

※主食費・副食費は口座振替により園で徴収いたします。

## 持ち物一覧表（0・1歳児）

項目	年 齢				備 考
	品 名	0			
毎日持ってくる物	◎通園バック（登降園の際の荷物を入れる物）	1	1	* 1～6を通園バックに入れて下さい。  ※ビニール袋に入れてきてください。 使用後の食事用エプロン・おしぼりタオルを入れて持ち帰ります。  * 着替えた衣服を入れます。常に数枚入れておいてください。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         &lt;サブスク利用の方&gt;                          オムツマットのみを巾着袋に入れて下さい。                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         &lt;サブスク利用されない方&gt;                          紙オムツ又は紙パンツのテープの方に名前を書いてください。                          （登園時に履いてくる紙パンツにも名前をかいてください）                     </div> * よだれの多いお子様は多めに入れて下さい。 * 園でミルクを飲む際に使用します。	
	1、出席ノート	1	1		
	2、連絡ノート	1	1		
	3、ビニール袋（34cm×23cmくらい）※	1	1		
	・食事用エプロン	3	3		
	・おしぼりタオル	3	3		
	4、汚れ物を入れる持ち手付き ビニール袋 大	数枚	数枚		
	5、オムツバック	1	1		
	・オムツマット	1	1		
	・紙オムツ・紙パンツ	5	5		
・おしりナップ	1	1			
6、着替えバック					
・下着・Tシャツ・ズボン・靴下	各3	各3			
・スタイ	3	*			
7、授乳時用ガーゼハンカチ	3				
保育園に置いておく物	<午睡用>				
	☆タオルケット又は毛布	1	1	* 0歳児は、靴の使用時期がきたらお知らせいたします	
	☆防水シート	1	1		
	☆シート	1	1		
	☆置き靴 靴を入れる袋	*	1		
	☆カラー帽子	1	1		

○上記の持ち物にはすべて名前を書いてください。名前が薄くなった時は書き直してください。

○衣服はお子様のサイズに合ったものをご用意ください。

○母乳で育ったお子様で入園後も授乳が必要な場合は、母乳冷凍パックのご準備とともに、哺乳瓶でも飲めるようにしておいてください。哺乳瓶・粉ミルクは園で用意いたします。

○オムツマットは、毎日洗濯してください。

○午睡用一式・帽子・靴を持ち帰った時は、必ず洗濯して持ってきてください。

○ティッシュボックスは、必要な時にお知らせいたしますのでご寄付をお願いいたします。

○手拭きにはペーパータオルを使用します。

○お子様の通園バックの中に、お子様の持ち物以外の物はいれないでください。（キーホルダー含む）ケガや誤飲につながります。

## 持ち物一覧表（2歳児）

項目	品名	年齢	2	備考
毎日持ちてくる物	◎通園バック(リュック)		1	* 1～5 を入れて下さい。
	1、出席ノート		1	* 全ての荷物が入りやすい大きさと、自分で開閉しやすいリュックをお願いします。
	2、連絡ノート		1	
	※3、ビニール袋 (34cm×23 cmくらい)		1	} ※印のビニール袋に入れてきてください。 使用後の食事用エプロン・おしぼりタオルを入れて持ち帰ります。
	・おしぼりタオル		2	
・食事用エプロン		1		
4、おむつバック (紙パンツ5枚・おしりナップ おむつマット・布パンツ)		1	* 布パンツは使用時期がきましたら、お知らせいたします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">&lt;サブスク利用の方&gt; オムツマットのみを巾着袋に入れて下さい。</div>	
5、汚れ物を入れる持ち手付き ビニール袋 大		数枚	* 着替えた衣服を入れます。常に数枚入れておいてください。	
保育園に置いておく物	<午睡用>			
	☆タオルケット又は毛布	} 手提げバックに入れて下さい。	1	
	☆防水シート		1	
	☆シート		1	
	☆着替えバック (下着・Tシャツ・パンツ・ズボン・靴下)		1	* チャック又はひもで口を閉じる物 (巾着タイプのもの)
	☆カラー帽子		各3	
			1	
		1		

○上記の持ち物にはすべて名前を書いてください。名前が薄くなった時は書き直してください。

○オムツマットは、毎日洗濯してください。

○午睡用一式・帽子・靴を持ち帰った時は、必ず洗濯して持ってきてください。

○ティッシュボックスは、必要な時にお知らせいたしますのでご寄付をお願いいたします。

○手拭きにはペーパータオルを使用します。

○お子様の通園バックの中に、お子様の持ち物以外の物はいれないでください。(キーホルダー含む) ケガや誤飲につながります。



## 持ち物一覧表（3・4・5歳児）

項目	品名	年齢			備考	
		3	4	5		
毎日 持 っ て く る 物	◎通園バック(リュック)	1	1	1	*1～5を入れて下さい。	
	1、出席ノート	1	1	1		
	2、おはしセット(巾着袋に入れる)	1	1	1	*フォークやスプーンの口に入る部分は、ステンレス製の物にして下さい。 箸など1本1本に名前を書いて下さい。	
	・3点セット (フォーク・はし・スプーン)	1	1	1		
	・給食用ランチョンマット	1	1	1		
	3、おやつ用ハンカチ	1	1	1		
	4、コップ(布製コップ袋に入れる)	1	1	1		
	5、汚れ物をいれる持ち手付き ビニール袋 大	1	1	1		
	◎布製手さげバック(40cm×35cm位のもの)	1	1	1	*図書館バックに使用します ふれあい文庫の日にお持ち下さい。	
保 育 園 に 置 い て お く 物	<午睡用>				*チャック又はひもで口を閉じる物 (巾着タイプのもの)	
	☆タオルケット又は毛布	手提げバック に入れて 下さい。	1	1		1
	☆防水シート		1	1		1
	☆シート		1	1		1
	☆着替えバック (下着・Tシャツ・パンツ・ズボン・靴下)		各3	各3		各3
	☆上履き	1	1	1		
	☆上履き入れ	1	1	1		
	☆カラー帽子	1	1	1		

○上記の持ち物にはすべて名前を書いてください。名前が薄くなった時は書き直してください。

○午睡用一式・帽子・上履きを持ち帰った時は、必ず洗濯して持ってきてください。

○図書館バックは、移動図書館が来園の際に持参していただきます。

○手拭きにはペーパータオルを使用します。

○ティッシュボックスは、必要な時にお知らせいたしますのでご寄付をお願いいたします。

○お子様の通園バックの中に、お子様の持ち物以外の物はいれないでください。

ケガや誤飲につながります。(キーホルダー含む)



## 入園後の注意点

保育園は、保護者が就労や病気、介護等『保育を必要とする事由』に該当すると認められた場合に、保護者に代わって保育をする施設であり、「しつけのため」「集団保育を経験させたい」等の理由では、利用することができません。また、『保育を必要とする事由』に該当しなくなった場合は、**原則として退園**になります。『保育を必要とする事由』が変更した場合は、その都度、保育園に連絡のうえ、必要書類を提出してください。提出した書類に虚偽（実態と異なること）が判明したときは、退園となる場合がありますので、ご注意ください。

変更事由		説明	必要書類
1	就労先が変わった 就労時間が変わった	就労先や就労時間が変わった場合、認定区分の変更(標準時間または短時間)の有無により提出書類が異なります。 * 認定区分の変更がある場合…(ア)、(イ) * 認定区分の変更がない場合…(イ)のみ	(ア)支給認定申請書 (イ)就労証明書
2	仕事をやめた	保育を必要とする事由がなくなるため、原則として仕事を辞めた(退職)月末で退園となります。 * 退職後、保育の必要がない場合…(ウ)のみ * 退職後も保育の必要がある場合・求職活動する場合⇒6の求職活動欄へ ・妊娠・出産の場合⇒4の妊娠欄へ	(ウ)保育実施解除届
3	家族構成が変わる ・結婚	結婚により新しく保護者となった方に関する書類の提出が必要です。該当者が就労以外の理由で保育を必要とする場合は、その事由を証明する書類を提出してください。これまで、ひとり親世帯として保育料(副食費)を算定していた場合、結婚の翌月から金額が変更となる場合があります。	(ア)支給認定申請書 (イ)就労証明書 (エ)家庭状況変更届 ※(イ)は該当者のみ
	・離婚	離婚成立後、書類提出の翌月分から保育料が再算定されます。ひとり親家庭となり、保育料の減免対象となる場合は、減免申請書の提出が必要です。 <b>★離婚成立前でも、調停中やDVといった場合は、公的な書類があれば離婚成立と同等にみなす場合がありますので、子どもみらい課へご相談ください。</b>	(ア)支給認定申請書 (エ)家庭状況変更届 (オ)減免申請書 ※(オ)は該当者のみ
	・その他か世帯員の変更	祖父母と同居することになり世帯人数が増えた、親族が死亡した、単身赴任により父のみ転出した、等の理由で世帯構成員が変更になったときには、家庭状況変更届が必要です。	(エ)家庭状況変更届
4	妊娠・出産 ・育休を取得する場合	育休期間中は上の子の認定が短時間になります。 上の子は、下の子が満1歳を迎える年度末まで保育可能です。	(ア)支給認定申請書 (イ)就労証明書(育休期間の記載があるもの)
	・妊娠で退職し、その後出産する	出産予定月前月から数えて4か月の月末で、退園となります。	(ア)支給認定申請書 (カ)母子手帳の写し
5	引っ越しする ・町内	速やかに家庭状況変更届を提出してください。	(エ)家庭状況変更届
	・町外	住民票を異動した(転出した)当月末で退園となります。ただし、当年度末までは希望により現在の園に継続して通うことができますので、前もって保育園、町子どもみらい課へご連絡ください。 転出先の自治体で広域入所の申込が必要となります。	(ウ)保育実施解除届
6	求職活動をする	退職後(新規入園の場合は入園後)90日以内に就労する必要があります。就労しなかった場合や、月48時間(平日3日以上かつ1日4時間以上)の就労条件を満たさなかった場合は退園となります。	(ア)支給認定申請書 (キ)求職中であることがわかる公的書類の写し (ク)申出書

## ～休日保育のご案内～

対象者	・町内在住で保育園入園児童であること。
実施日	・日曜日・国民の祝日等(12月29日から1月3日を除く) ※実施しない休日もあります。
保育料	・無料
保育時間	・午前8時～午後6時 (時間厳守でお願いします)
実施保育園	・高根沢町大字宝積寺2234-2 TEL 675-0613 社会福祉法人 絆の会 たから保育園
昼 食	・お弁当持参 離乳食、ミルク、哺乳瓶[乳首付き]も持参です。
申込み方法	・休日保育の受付窓口は在園している各保育園です。 ①利用しようとする方は、 <u>登録</u> しておく必要があります。 ②利用の必要が生じた場合は、利用の1週間前までに、 <u>休日保育申請書</u> に必要事項を記入し、在園している各保育園に申し込んでください。 また、必ず <u>休日保育用勤務証明書</u> を毎回提出してください。 ③詳細は休日保育のしおりをご覧ください。 ※休日保育のしおり・登録書・申請書・休日保育用勤務証明書は、各保育園においてあります。 ※利用の際には、各保育園で留意点を受けてください。
その他	休日保育を利用した週の中で1日は、家庭で過ごす日をもちましよう。
問い合わせ先	こどもみらい課 ・ 社会福祉法人 絆の会 たから保育園 ・ 町内各保育園

## ～病後児保育のご案内～

対象児	・町内在住する小学校生までの児童で、病気が回復期に入っているが集団保育等が困難で、保護者が勤務等の理由により家庭で保育ができない児童
開設日時	月曜日から金曜日の午前8時から午後6時まで、土曜日は午前8時から午後1時まで(祝日、日曜日、年末年始を除く)
実施保育園	・高根沢町宝積寺2400番地1 TEL 675-3315 社会福祉法人 薫陶会 こばと保育園
対象疾患	・感冒などの児童が日常かかる病気 ・喘息などの慢性的な病気 ・インフルエンザ、水痘等第2種学校感染症の回復期 ・やけど、骨折などの軽外傷 ※お子さんの病状によりお預かりできない場合があります。
利用料金	1時間300円(昼食、おやつ代を含む)
利用方法	・予約時間:月～金 午前8時から午後6時 ・土 午前8時～午前10時 ・利用当日、こばと保育園へ下記の書類を提出してください。 ◎利用申請書(1回7日間利用可能) ◎診療情報提供書(医療機関記入)
注意点	・アレルギー体質等で食事の制限がある場合、ひきつけ・喘息等の持病がある場合は、必ずお知らせください。
問い合わせ先	こどもみらい課 ・ 社会福祉法人 薫陶会 こばと保育園 ・ 町内各保育園